

## 平成22年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

---

### 議事日程

平成22年6月11日（金曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 報告第1号 平成21年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第2号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第5 第29号議案 幸田町監査委員の選任について  
日程第6 第30号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について  
第31号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）  
第32号議案 財産の取得について（高度救命処置用資機材）  
第33号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
- 

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（14名）

1番 酒向弘康君	2番 大嶽弘君	3番 池田久男君
4番 水野千代子君	6番 足立嘉之君	7番 鈴木博司君
8番 杉浦務君	9番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君
12番 内田等君	13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君
15番 夏目一成君	16番 鈴木三津男君	

#### 欠席議員（0名）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	近藤徳光君	総務部長	新家道雄君
健康福祉部長	伊澤伸一君	参事	杉浦護君
環境経済部長	松本和雄君	建設部長	鍋田堅次郎君
会計管理者	鈴木政巳君	教育長	内田浩君
教育部長	牧野良司君	消防長	酒井利津夫君

---

### 職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月の半ばに入り、アジサイも日に日に色濃くなってまいりました。水田には田植えも終わり、苗が整然と並ぶ田園風景が町内の全域で見られるようになりました。秋のとり入れには大豊作となるよう、順調な生育を願うばかりであります。

ここでお諮りします。

本日、議場においてケーブルテレビの取材でカメラ撮影をするため、三河湾ネットワーク社社員が議場内にテレビカメラを持ち込みます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

撮影は、本日、日程の冒頭部分のみとなりますので、よろしく願いいたします。

本定例会に提出されました議案は、平成21年度幸田町一般会計繰越明許繰越計算書についてを初め2件の報告と第29号議案から第32号議案までの単行議案4件、第33号議案の補正予算1件であります。慎重なる御審議と議会運営に格別なる御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

定例会招集に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） 皆さん、おはようございます。

6月に入り、吹く風にも初夏を感じるこのごろでございますが、きょうはまた入梅でもあります。本格的な入梅が近いせいか、このところ蒸し暑い日も続いております。

本日、ここに平成22年第2回幸田町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多用のところ、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

日ごろは、住民福祉の増進と町政発展のために御尽力を賜っており、心から感謝と敬意を表させていただきます。

さて、民主党のNew代表となった菅直人氏を首相とする新内閣が8日に発足をいたしましたところでございます。

政権の基本方針に関しては、「強い経済、強い財政、強い社会保障を一体として実現する」ことを表明し、財政再建が国としての最大の課題であると指摘をされております。

本町におきましては、新内閣による今後の施策の動向を見きわめ、その準備対応をしていく必要があると考えておりますが、まずは来るべき夏の参議院議員通常選挙におきましての国民の政治への関心に注目をいたしておるところでございます。

ここで、1点、御報告を申し上げたいと存じます。子ども手当の開始の件でございます。

子ども手当につきましては、6月、10月、2月が支給月となっており、昨日の6月10日において初めての支給を行いました。指定口座への振込額は2億703万5,000円で、この中には従前制度としての児童手当も含んでおります。振込対象保護者数

は3,405人となりました。今後においても、適切な支払い事務に努めてまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、繰越明許費の報告など2件の報告議案と幸田町監査委員の選任についての人事案件1件を含む単行議案4件、補正予算1件、合わせて7件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、可決・承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なおまた、一般質問につきましては、5名の方からの御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意を持って対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 本日、お手元に配付させていただきました資料について、御案内をさせていただきます。3件ございます。

去る5月17日に開催いたしました総合開発特別協議会の要求資料が1件、さらに一般質問事前要求資料が1件、それと例年、この時期に御案内、配付させていただいております22年度国・県等公共事業採択状況でございます。

以上、3件でございますので、御確認をいただきたいと思っております。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますから、平成22年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（鈴木三津男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（鈴木三津男君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を15番 夏目一成君、1番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

---

日程第 2

○議長（鈴木三津男君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 18 日間といたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 28 日までの 18 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第 3

○議長（鈴木三津男君） 日程第 3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査 4 件、1 月分、2 月分、3 月分、4 月分及び定期監査 1 件です。これはお手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

なお、今回の定例会までに受理した請願・陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が 2 件であります。これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 4 号は総務委員会に、陳情第 5 号は文教福祉委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

---

日程第 4

○議長（鈴木三津男君） 日程第 4、報告第 1 号 平成 21 年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 2 号 平成 21 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての 2 件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） それでは、報告第 1 号 平成 21 年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。

議案書 1 ページをごらんをいただきたいと存じます。

この件につきましては、平成 21 年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております、その繰越額について繰越計算書を調整をいたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づいて報告をいたします。

2 ページをごらんをいただきたいと存じます。

繰越明許事業は、計算書のとおり、全国瞬時警報システム導入事業を初め 9 事業であり、その大半が平成 21 年度の国の緊急経済対策による事業でございます。

15 款総務費では、全国瞬時警報システム導入事業につきましては、繰越額を 220 万円とし、その全額を県支出金により事業を行い、新駅及び自由通路設置事業につきましては、3,000 万を繰越明許費として議決をしていただき、平成 21 年度執行額の

329万4,000円を差し引いた2,670万6,000円を繰越額といたしました。その財源につきましては、国庫支出金800万円と都市施設整備基金繰入金1,870万6,000円により事業を行うものであります。

次に、20款民生費では、子ども手当システム導入事業につきまして、繰越額を540万円とし、全額国庫支出金により事業を行うものであります。

次に、25款の衛生費では、新型インフルエンザ予防接種費用助成事業につきまして、繰越額を750万円とし、その財源につきましては、県支出金と一般財源により事業を行うものであります。

次に、45款土木費では、橋梁修繕事業につきまして、繰越額を3,000万円とし、国庫支出金と一般財源により事業を行うものであります。

次に、55款教育費では、中央小学校太陽光発電設備事業については、繰越額を931万4,000円とし、国庫支出金と一般財源により事業を行い、中央小学校体育館改築事業につきましては、3億5,500万円を繰越明許費として議決をいただき、国庫支出金の減額分11万2,000円を差し引き、繰越額を3億5,488万8,000円といたしました。その財源につきましては、国庫支出金2億426万3,000円と教育基金繰入金1億5,062万5,000円により事業を行うものであります。

荻谷小学校・深溝小学校エレベーター棟の改築事業につきましては、繰越額を1億円とし、国庫支出金4,500万円と教育基金繰入金5,500万円にて事業を行うものであります。

また、中学校費では、北部中学校太陽光発電設備設置事業につきましては、繰越額を903万円とし、国庫支出金と一般財源にて事業を行うものでございます。

繰越明許費明細につきましては、議会資料1ページから3ページでございますので、ごらんをいただきたいと存じます。

続きまして、報告第2号 平成21年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、報告をさせていただきます。

議案書3ページをごらんをいただきたいと存じます。

この件につきましても、平成21年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づいて報告をさせていただくものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

繰越明許事業は、計算書のとおり、幸田駅前移転補償事業について繰越額を2,811万3,000円とし、国庫支出金1,452万円と一般財源1,359万3,000円にて事業を行うものであります。

繰越明許費明細につきましては、議案関係資料4ページをごらんをいただきたいと存じます。

なお、昨年度、繰越明許を行いました土地取得特別会計の県道岡崎幸田線代替地先の先行取得事業につきましては、地権者の御協力もあり、年度内にて事業が完了いたしましたため、繰越計算書の作成は行うことはいたしませんでしたので、口頭にて報告のみとさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時17分

---

再開 午前 9時28分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

これをもって、報告第1号、報告第2号の報告を終わります。



日程第5

○議長（鈴木三津男君） 日程第5、第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 大須賀好夫君の退場を求めます。

〔11番 大須賀好夫君 退場〕

○議長（鈴木三津男君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） それでは、第29号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書5ページをごらんをいただきたいと存じます。

幸田町監査委員の選任についてであります。提案理由といたしましては、黒柳広治委員の辞任に伴い選任する必要があるからであります。

6ページをごらんをいただきたいと存じます。

黒柳広治委員から、平成22年4月30日に辞職願が提出をされ、同日付で退職を承認をいたしました。

議会選出の監査委員であり、その後任として、幸田町大字野場字池端11番地、昭和12年1月13日生まれの大須賀好夫氏を選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

大須賀好夫氏につきましては、平成11年に町議会議員となられた以降、議会においても議長等も歴任をされ、また平成19年5月から2年間、議会選出の監査委員としてのお務めをされ、町政にも監査業務にも明るい方であり、選任適任者として判断をいたし、選任をさせていただくものでございます。議会の同意を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

なお、議案関係資料につきましては、5ページから7ページでございますので、よろしく願いいたします。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

それでは、第29号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長に、説明・答弁を求めますが、「公私の公」という言葉がございませぬ。まず、その「公私の公」とはどういう意味合いを持つ言葉なのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 読んで字のごとく、公（こう）とは公（おおやけ）のことであり、私では、どういう意味で御質問をされるのか私もちょっと理解に苦しむわけですが、公（おおやけ）の立場を指しておるといふふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私もそのように思います。

そうしますと、議会選出といえども、監査委員の関係で議会の同意を求めるといふことでありますが、そうした点で、監査委員とは、その職務は公的なものですか、私的なものですか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 申すまでもなく、公的な分野の責任を果たしていただくということでございます。199条、確か地方自治法第199条であったといふふうに思いますが、公の立場で立っておると。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長も当然御存じのとおり、過日、総合開発特別委員協議会が開かれましたよね。その席で、大須賀好夫議員も総合開発特別委員会の委員の一人でありました。会議の途中で、ちょっと御無礼と、所用でと。所用の内容は私的なものということですよ。

そうしますと、議会の委員会の会議は私的なものよりも公的なものである、それが優先されるというのが町長の言われた「公私の公」だと、こういうふうに思うし、私もそう思うわけですよ。しかし、とられた態度は、「公私の私」、私ごとを議会の委員会の審議よりも優先をされて委員会を途中退席をされた。こういうことは、町長自身も御承知の上ですよ、その場におられたわけですから。

そうした大須賀好夫委員のとられた態度については、町長自身、先ほど申された「公私の公」という立場から、どういうふうにもその見解をお持ちなのか、示していただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 大須賀議員が委員会の場でいみじくも退席をされたわけですが、その内容については知る由もございませんので、そのことについて言及するのはち

よつとこの場では苦しみます。

公の立場で当たっていただくことはそのとおりであります、監査委員としては、そのことだけ申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。  
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。  
これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第29号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

選任の同意がされましたので、11番 大須賀好夫君の入場を求めます。

〔11番 大須賀好夫君 入場〕

○議長（鈴木三津男君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時39分

---

再開 午前 9時41分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時51分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6

○議長（鈴木三津男君） 日程第6、第30号議案から第33号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） それでは、第30号議案から第33号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書7ページをお開きをいただきたいと存じます。

第30号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてであります。

提案の理由といたしましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び管理に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正をする省令等の施行に伴い、必要があるからであります。

8ページをお開きをいただきたいと存じます。

既存の燃料電池に加え、個体酸化物型燃料電池の実用化のめどが見られたことにより、第8条の3第1項及び同条第2項において、新たに追加するものであります。

また、消防法施行規則等一部改正の施行に伴い、第29条の5第3号、同条第4号、同条第5号の引用条項の整理をするものであります。

施行期日につきましては、平成22年12月1日から施行とするものであります。

ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

なお、議会関係資料につきましては、8ページから10ページでございますので、御参照をいただきたいと存じます。

次に、第31号議案 財産の取得についてであります。

9ページをごらんください。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案の理由は、災害対応特殊救急自動車の取得に伴い、必要があるからであります。

10ページをお開きください。

物品の概要は、災害対応特殊救急自動車1台であり、納品場所は菱池字前田41番地1地内です。

請負契約金額は、1,921万5,000円です。

契約の方法は、3社による指名競争入札を去る5月18日に実施をし、契約の相手方は、岡崎市上和田町字北天白8番地1であります。愛知トヨタ自動車株式会社 六名営業所所長 岩月輝夫であります。

議案関係資料につきましては、11ページから16ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、第32号議案 財産の取得についてであります。

これは、31号に関連をする車両に搭載をする機器でございますが、議案書11ページをお開きください。

財産の取得をするため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

提案の理由は、高度救命処置用資機材の取得に伴い、必要があるからであります。

12ページをお開きください。

物品の概要は、高度救命処置用資機材の一式であり、納品場所は、菱池字前田41番地1地内であります。

請負契約金額は、1,029万円であります。

契約の方法は、5社による指名競争入札を5月18日に実施をし、契約の相手方は、岡崎市青木町1番地1であります。株式会社名古屋医理科商会 三河営業所 代表取締役 松本義彦であります。

なお、議案関係資料につきましては、17ページから21ページでございます。

次に、第33号議案であります。一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算につきましては、町議会議員補欠選挙執行予算と農業振興事業補助金の補正をお願いをするものであります。

別冊、補正予算関係書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成22年度幸田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加をし、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ126億5,000万円とするものであります。

8ページをごらんをいただきたいと存じます。

歳入の補正内容といたしましては、60款県支出金は、経営体育成交付金400万円を新規計上するものであります。

80款の繰越金600万円を追加し、収支の調整をいたしました。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の補正内容といたしましては、15款総務費では、町議会議員の補欠選挙執行事業に係る職員手当等の経費600万円を新規計上するものであります。

35款農林水産事業費では、新規就農者の施設整備に対する支援事業として経営体育成補助金400万円を新規計上をいたし、財源は全額県支出金とするものであります。

人件費の詳細につきましては、12ページの給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

[町長 近藤徳光君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、14日月曜日午前9時から再開しますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、1点、御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、10時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は御苦労さまでした。

これにて、散会といたします。

散会 午前 9時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年6月11日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 夏 目 一 成

議 員 酒 向 弘 康